

業 務 概 要

業 務 名	第 68 回堺市緑化祭会場設営業務	
契約担当課	業務課 緑化推進グループ	担当 大上・半田
担当課等連絡先	Tel 072-245-0070	Fax 072-245-0069
施行場所等	堺市堺区百舌鳥夕雲町（大仙公園内 大芝生広場他）	
業務内容	別紙仕様書のとおり	
入札参加資格	<p>次の（１）を満たす者 （１） 下記①から⑨まで満たす者</p> <p>①地方自治法施行令第 167 条の 4 及び堺市契約規則第 3 条の規定に該当しない者かつ公益財団法人堺市公園協会契約実施細則第 3 条の規定に該当する者であること。</p> <p>②堺市物品調達、委託等入札参加資格の種目「催事 057002 会場設営」で登録している者であること。</p> <p>③入札参加申込の締切日から開札日まで（再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで）の間、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱による入札参加停止または入札参加回避を受けていない者かつ（公財）堺市公園協会入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者でないこと。</p> <p>④会社更生法第 17 条に規定する更正手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件に係る同法による改正前の会社更生法第 30 条に規定する更正手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法 199 条に規定する更正計画認可の決定（旧法第 233 条に規定する更正計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法第 21 条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法 174 条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。</p> <p>⑤入札参加申込の締切日から開札日まで（再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで）の間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（以下「排除要綱」という。）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていない者。また、排除要綱第 5 条第 2 号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）を受けた当該通報に係る者でないこと。</p> <p>⑥当該業務の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）が、他の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することはできません。）</p> <p>⑦仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。</p> <p>⑧組合とその組合員については、次のいずれにも該当しないこと。 ア 組合とその組合員が同時に当該案件に入札参加資格確認申請を行っている場合 イ 当該案件に入札参加資格確認申請している他の組合の組合員である場合</p> <p>⑨入札説明書で指定する書類の全てを提出できること。</p>	
契約予定期間	令和 7 年 9 月 19 日（金）から令和 7 年 10 月 31 日（金）まで	

※ 詳細については、仕様書、入札説明書等をご覧ください。